

関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する変更基本協定書（第5回変更）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社建設・技術本部長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社技術・建設本部長（以下「丙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結し、平成25年8月6日、平成26年8月28日、平成27年11月5日及び平成28年3月25日付けで一部変更した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「原協定書」という。）第7条の規定に基づき、原協定書の一部を次のとおり変更する。

1 原協定書第4条中「第4回変更別紙1」を「第5回変更別紙1」に改め、別添のとおりとする。

なお、この協定書に記載なき事項については、原協定書のとおりとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 28年 8月 19日

甲 国土交通省
関東地方整備局長

大西 卓



乙 東日本高速道路株式会社
建設・技術本部長

横山 正則

丙 中日本高速道路株式会社
技術・建設本部長

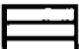


廣瀬 輝

第5回変更別紙1

費用負担区分

路線	区市名	世田谷区		調布市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	三鷹市	武蔵野市	杉並区	練馬区		
	No.	No. 0 -17.6		No. 63 +36.4	No. 64 +86.0		No. 122 +59.5		No. 158 +96.2		No. 160 +88.7			
	延長 (km)	6.4km		0.2km		5.8km		3.6km		0.2km				
	IC名(仮称)	東名JCT		中央JCT		東八道路IC		青梅街道IC		目白通りIC		大泉JCT		
区分	費用負担区分	舗装・施設等	中日本高速道路					東日本高速道路						
		工事等	本線 トンネル	セグメント 掘進他										
		上記以外の本体工事							国土交通省					
		用地取得等												
		No. 8 +20.0	No. 23 +30.0	No. 37 +14.4						No. 137 +10.8		No. 149 +40.0		

凡例

	: 国土交通省
	: 東日本高速道路
	: 中日本高速道路

